

解約返戻金(解約払戻金)に関する重要なお知らせ

以下の保険(特約を含む)を解約する場合は、必ず下記の重要事項をご確認ください。

以下の保険(特約を含む)を解約する場合、ご契約の申込時にお渡ししております、重要事項を記載した「重要事項説明書」等および「ご契約のしおり・約款」のとおり、当該保険(特約を含む)部分の解約返戻金(解約払戻金)は以下となります。

●無解約返戻金型の保険/解約返戻金(解約払戻金)なし特約が付加されている保険/解約返戻金がない特約に関する重要事項

◆以下の保険(特約を含む)を解約する場合、解約返戻金(解約払戻金)はありません。

・就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型) ・就労不能障害特約(無解約返戻金型)
・無解約返戻金型平準定期保険 ・無解約返戻金型平準定期保険特約 ・米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)
・解約返戻金なし特約が付加されている新医療保険、新医療保険特約、新医療がん特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、介護特約
・解約払戻金なし特約が付加されている無配当新医療保険、無配当新医療ガン特約、無配当新医療成人病特約、無配当新医療女性疾病入院特約、無配当新医療入院一時金特約、無配当新医療長期入院特約、無配当新医療通院特約
・保険料払込免除特約 ・特定疾病収入特約 ・介護収入特約 ・先進医療特約 ・5大生活習慣病特約(14)
・女性疾病入院特約(14) ・がん診断一時金特約(14) など

●保険料払込中無解約返戻金型の保険に関する重要事項

◆以下の保険(特約を含む)を保険料払込期間中に解約する場合、解約返戻金(解約払戻金)はありません。

・一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型) ・高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)
・高度障害療養加算型家族収入特約(保険料払込中無解約返戻金型) ・医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型) など

●低解約返戻金型の保険に関する重要事項

◆以下の保険(特約を含む)を低解約返戻金期間中に解約する場合、その保険・特約を低解約返戻金型、低解約返戻金特則付としなかった場合の解約返戻金額に低解約返戻金割合である70%を乗じた金額となります。なお、低解約返戻金期間満了後の解約返戻金額は、その保険・特約を低解約返戻金型、低解約返戻金特則付としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。

・介護保障付終身保険(低解約返戻金型) ・米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)
・米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型) ・米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)
・米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
・米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
・生存給付金特則付低解約返戻金型積立利率変動型終身保険 ・低解約返戻金特則付介護保障付定期保険
・低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険 ・低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約 など

●解約返戻金の上限が設定されている保険に関する重要事項

◆以下の保険の解約返戻金(解約払戻金)は上限が設定されています。その上限は解約時の死亡保険金と同額となります。

・介護終身保険 など

《旧エジソン生命契約》

以下の保険(特約を含む)を解約する場合、ご契約の申込時にお渡ししております、重要事項を記載した「特に重要な事項のお知らせ[注意喚起情報]」等および「ご契約のしおり・約款」のとおり、当該保険(特約を含む)部分の解約払戻金は以下となります。

●無解約払戻金型の保険/低解約払戻金型の保険/無配当解約払戻金抑制型終身保険特約/解約払戻金抑制特約が付加されている保険に関する重要事項

◆長期介護保障保険の解約払戻金について

保険料払込期間中に解約する場合は解約払戻金はありません。

ただし、介護給付金のお支払いが一度もない場合は、経過年月数に応じた解約払戻金があります。

◆無配当解約払戻金抑制型終身保険特約の解約払戻金について

保険料払込期間中に解約する場合は解約払戻金はありません。

保険料払込期間満了後の解約払戻金は、経過年月数に応じた解約払戻金があります。

◆無配当医療保険の解約払戻金について

ご請求前にかかわらず解約返戻金(解約払戻金)をご確認ください。

1.定期型(保険料分割払)・終身型(保険料分割払)とも、保険料払込期間中の保険契約については解約払戻金はありません。

2.終身型(保険料分割払)の場合は、保険料払込期間満了後の保険契約について、経過年月数により定められた解約払戻金をお支払します。

3.定期型(保険料一時払)の場合は、経過年月数により定められた解約払戻金をお支払します。

◆無配当医療保険02の解約払戻金について

●主契約について

- 1.定期型(保険料分割払)については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。
- 2.終身型(保険料終身払)については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。
終身型(保険料有期払)の場合、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、保険料払込期間満了後については入院給付金日額の2倍をお支払します。
- 3.定期型(保険料一時払)については、経過年月数に応じて計算した金額をお支払します。

●特約について

- 1.無配当死亡保障特約02(定期型/終身型)を除く特約
⇒定期型・終身型とも保険期間を通じて解約払戻金はありません。なお、保険料の払方が一時払であっても解約払戻金はありませんのでご注意ください。
- 2.無配当死亡保障特約02(定期型)
⇒保険料分割払については、保険料払込期間中はその保険料を払い込んだ年月数(未経過保険料を返還する場合は保険料払込年月数および経過年数)により計算した金額を、保険料払込後は経過した年月数により計算した金額をお支払します。また、保険料一時払については、経過年月数に応じて計算した金額をお支払します。
- 3.無配当死亡保障特約02(終身型)
⇒保険料有期払、保険料終身払の場合とも保険料払込期間中は低解約払戻金期間とし、その保険料を払い込んだ年月数により計算した金額の7割をお支払します。また、保険料有期払の場合、保険料払込期間満了後についてはその経過年月数に応じて計算した金額をお支払します。

◆無配当医療保険10の解約払戻金について

●主契約について

- 1.定期型については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。
- 2.終身型(保険料終身払)については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。
終身型(保険料有期払)の場合、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、保険料払込期間満了後については入院給付金日額の2倍をお支払いたします。

●特約について

- 1.無配当死亡保障特約10(定期型)および無配当生存給付金付死亡保障特約10を除く特約
⇒定期型・終身型ともに保険期間を通じて解約払戻金はありません。
- 2.無配当死亡保障特約10(定期型)および無配当生存給付金付死亡保障特約10
⇒保険料を払い込んだ年月数(未経過保険料を返還する場合は保険料払込年月数および経過年月数)により計算した金額をお支払します。

◆無配当ガン保険の解約払戻金について

●主契約について

- 1.終身型(保険料終身払)については、解約払戻金抑制特則が付加されている場合、保険期間を通じて解約払戻金はありません。
- 2.終身型(保険料有期払)の場合、保険料払込期間満了後においては基本ガン入院給付金日額の2倍が解約払戻金額となります。

●特約について

解約払戻金抑制特則が付加されている場合、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

◆無配当低解約払戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)の解約払戻金について

●主契約について

- 1.保険料の払い込みが終身払いの場合は、保険期間を通じて解約払戻金はありません。
- 2.保険料の払い込みが有期払いの場合は、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の5倍が解約払戻金額となります。

●特約について

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

◆健康還付給付金付無配当医療保険の解約時の支払金額について

- 1.この商品は解約に際して、支払う金額を抑制する仕組みで保険料を計算しています。
保険料払込期間中に解約された場合には、払込年月数に応じて計算した金額を支払います。
終身型の場合で、かつ保険料払込期間満了後に解約されたときは、基本入院給付金日額の100倍を解約払戻金としてお支払します。
- 2.契約を健康還付給付のないこの保険で更新された場合には、更新以後解約払戻金はありません。

◆無配当逡増定期保険(初期低解約払戻金型)の解約払戻金について

契約日から4年間を低解約払戻金期間とし、この期間中に解約のお申し出を受けた場合には、低解約払戻金としなかった場合の解約払戻金に払込回数に応じた会社所定の割合を乗じた解約払戻金額となり、低解約払戻金としなかった場合より金額が少なくなります。特に、初年度につきましては解約払戻金はありません。

また、契約日から4年間に払込期月を迎える保険料およびその直後に到来する払込期月の保険料が払い込まれていない場合は、低解約払戻金期間は終了しません。

●市場価格調整率に関する重要事項

- ◆積立利率変動型一時払終身保険を解約する場合、解約払戻金はお払込一時払保険料を下回る場合があります。
また、解約の時期および市場金利に応じた市場価格調整率を適用し調整されます。

◀旧スター生命契約▶

以下の保険(特約を含む)を解約する場合、ご契約の申込時にお渡ししております、重要事項を記載した「注意喚起情報」等および「ご契約のしおり・約款」のとおり、解約返戻金は以下となります。

●無解約返戻金型の保険/解約返戻金抑制型特約に関する重要事項

- ◆以下の保険(特約を含む)を解約する場合、解約返戻金はありません。

・無配当がん保険 ・無配当一時金給付型医療保険 ・無配当定期保険(無解約返戻金型)
・無配当収入保障保険(無解約返戻金型) ・無配当終身医療保険
※特約(無配当終身医療保険に付加される家族生活保障特約・特定疾病保障定期保険特約は除く)についても保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- ◆以下の保険(特約を含む)を保険料払込期間中に解約する場合、解約返戻金はありません。

・無配当一時金給付型医療保険(2010) ・無配当終身医療保険(05)Ⅱ型 ・無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)
※特約(無配当終身医療保険(05)Ⅱ型に付加される家族生活保障特約・特定疾病保障定期保険特約・特定疾病介護終身特約を除く)については保険期間を通じて解約返戻金はありません。
・解約返戻金抑制型終身保険特約(米ドル建) ・解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)
・解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)

●低解約返戻金型の保険/初期低解約返戻金型の保険/低解約返戻金に関する特則が付加された保険に関する重要事項

- ◆以下の保険を低解約返戻金期間中に解約する場合、解約返戻金は低く抑えられます。

・無配当増定期保険(初期低解約返戻金型) ・無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)
・無配当終身介護保険(低解約返戻金に関する特則付)